

令和7年 教育委員会

第9回 定例会 議事日程

令和7年5月27日（火）

第1 議 案

【子ども総務課】

- (1) 議案第24号「千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第25号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】

【子ども支援課】

- (1) 議案第26号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

【指導課】

- (1) 議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- (2) 議案第28号「千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第30号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

第2 報 告

【子ども総務課】

- (1) 富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について

【教育政策担当課長】

- (1) 子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関するアンケート・ワークショップの実施について

【子ども支援課】

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和7年5月1日時点）

【児童・家庭支援センター】

- (1) 千代田区学童クラブ条例施行規則の一部改正について

【 学務課 】

- (1) 令和7年度 学級編制（令和7年5月1日現在の児童・生徒・学級数）
について

第 4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田（6月5日号）

刑法改正に伴う千代田区青少年委員設置規則等の一部改正について

1 趣 旨

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、関連する教育委員会規則の改正を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

【子ども総務課】

(1) 議案24号 千代田区青少年委員設置規則 (子ども総務課)

【指導課】

(2) 議案28号 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則

(3) 議案29号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

(4) 議案30号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

3 改正内容

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」とする規定整備を行う。

○千代田区青少年委員設置規則

第3条第1項第1号の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

○千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則

第4条に規定する千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考申込書(第1号様式)の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

第29条第3項第1号の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

第9条第3項に定める一時差止処分の処分説明書(別記様式第3号)の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和7年6月1日

議案第24号

千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則

千代田区青少年委員設置規則（平成19年千代田区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（欠格条項）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）（現行に同じ。）</p>	<p>（任用）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>（1） <u>禁錮刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）（略）</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

少子化対策として、東京都が、年齢や所得に関わらない第1子の保育の無償化を実施する。これを受け、千代田区民の第1子の保育園等の利用にかかる保育料を無料とするため、本区条例の一部改正を行う必要がある。

2 改正対象

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例
- (2) 千代田区立こども園条例
- (3) 千代田区立幼稚園使用条例

3 改正内容

保育料を定める別表を削除し、保育料が無料である旨を明記(別紙参照)

4 制度体系(0～2歳児)

区分	第3子以降		第2子		第1子
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	就学前
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額 保護者負担	全額 保護者負担
現状の都制度	無償化				全額 保護者負担
都制度拡充後 (R7.9.1～)	無償化				

※3～5歳児については、令和元年10月から国制度によって無償化を実施済み。

5 施行期日

令和7年9月1日

6 その他

令和7年第2回千代田区議会定例会に条例改正の議案を上程する。

千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

千代田区立幼稚園使用条例（昭和62年千代田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（費用）

第7条 第4条の規定による教育の実施に係る費用は、無料とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の千代田区立幼稚園使用条例第7条の規定は、施行日以後の教育の実施に係る費用について適用し、施行日前の教育の実施に係る費用については、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区立幼稚園使用条例

新（改正後）	旧（現 行）																											
<p style="text-align: center;">（費用）</p> <p>第7条 第4条の規定による教育の実施に係る費用は、<u>無料とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 第3条の規定による改正後の千代田区立幼稚園使用条例第7条の規定は、<u>施行日以後の教育の実施に係る費用について適用し、施行日以前の教育の実施に係る費用については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p style="text-align: center;">（保育料）</p> <p>第7条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 第3条第2号に該当する幼児については、<u>通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、1月につき、1,800円を限度として千代田区教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>3 委員会は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、<u>教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">別表（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（1）<u>麹町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分</th> <th style="text-align: center;">保育料の額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層区分</th> <th style="text-align: center;">階層区分の定義</th> <th style="text-align: center;">（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">前年度分の特別区民税が非課税の世帯</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">前年度分の特別区民税が均等割額のみ</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額	階層区分	階層区分の定義	（月額）	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ	0	D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0		2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	0		3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	0		4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未	0
各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額																										
階層区分	階層区分の定義	（月額）																										
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0																										
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0																										
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ	0																										
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0																										
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	0																										
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	0																										
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未	0																										

	満の世帯	
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	0
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	0
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	0

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分		保育料の額 (月額)
階層 区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保 護世帯（単給世帯を含 む。）	円 0
B	前年度分の特別区民税 が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税 が均等割額のみ在世帯	0
D	1 前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	0
	2 前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	0
	3 前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	0
	4 前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	0
	5 前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	0
	6 前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
	7 前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
	8 前年度分の特別区民税	0

	所得割額が180,600円未満の世帯	
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以上の世帯	0

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 趣 旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正(令和7年10月1日施行)に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、勤務環境の整備に関する規定を整備する。

2 改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

3 概 要

仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備 (新設)

職員による仕事と育児の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、以下のとおり任命権者の措置義務についての規定を新設する。

内容
・職員本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供等を行う。
・3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供等を行う。

4 新旧対照表

別添のとおり

5 施行期日

令和7年10月1日(一部公布日施行あり)

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第18条の3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第18条の3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第18条の5 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</p>	
<p>（2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</p>	
<p>（3） 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p>	
<p>2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</p>	

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第28号

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則（平成18年千代田区教育委員会規則第29号）の第1号様式（第4条）を次のように改正する。

第1号様式（第4条関係）
千代田区教育委員会 殿

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考申込書

(フリガナ)	生年月日	年 月 日
氏 名		
教科又は教科の領域の一部に係る事項		
私は千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考に申し込みます。		
年 月 日		
住 所		
申請者署名	(電話)	
連絡先	(電話)	

注意 この申込書は、千代田区立九段中等教育学校の特別教育職員任用選考の申込書です。必要な免許状を授与されていない場合、任用の候補者として決定した後に、改めて、特別免許状の授与に係る検定を受けていただきます。この検定を受けない場合又は検定の結果不合格となった場合は、採用されません。下記教育職員免許法第5条第1項のいずれかに該当する場合には、特別免許状が授与されず、採用することができませんのでご注意ください。

教育職員免許法第5条第1項

- 3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第29号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（リフレッシュ休暇） 第29条（現行に同じ） 2（現行に同じ） （1）（現行に同じ） （2）（現行に同じ）日 3（現行に同じ） （1）前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（<u>拘禁刑</u>以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間 （2）（現行に同じ） （3）（現行に同じ）</p>	<p>（リフレッシュ休暇） 第29条（略） 2（略） （1）（略） （2）（略） 3（略） （1）前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（<u>禁錮</u>以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間 （2）（略） （3）（略）</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

年 月 日

(一時差止処分者)

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第3号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期等について

1 富士見二丁目広場の閉鎖時期の延期について

再開発事業の施行に伴い、富士見二丁目広場を令和7年6月2日付けで閉鎖する予定であったが、解体工事における工程の見直し等に伴い、富士見二丁目広場の閉鎖時期を約2ヶ月延期する。

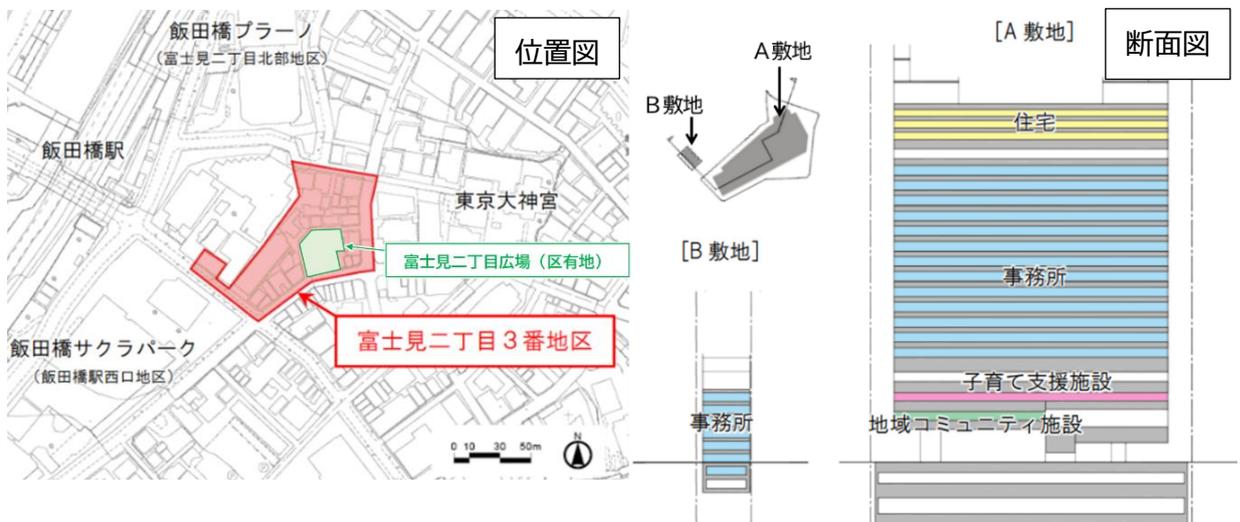
- | | | | |
|-------------|----------|-----------|----|
| (1) 広場の開設経緯 | 平成21年12月 | 旧富士見福祉会館 | 閉館 |
| | 平成22年3月 | 旧富士見児童館 | 閉館 |
| | 令和2年2月 | 暫定広場として開設 | |
- (2) 閉鎖日・周知方法
- | | |
|------|--------------------------|
| 閉鎖日 | 令和7年8月1日(金) |
| 周知方法 | 広報紙・ホームページ・広場現地の貼紙等で再周知。 |

2 保留床の取得について

これまで児童・家庭支援センター等の機能の移転先として保留床の取得を視野に検討を進めていたが、令和7年4月下旬に再開発組合から事業者による保留床の活用意向が示されたため、保留床の取得を視野に入れた検討を終了する。

3 経緯及び今後の予定

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 平成26年6月 | 富士見二丁目3番街区市街地再開発準備組合 設立 |
| 令和4年10月 | 都市計画決定(市街地再開発事業・再開発等促進区を定める地区計画) |
| 令和6年8月 | 組合設立認可 |
| 令和7年度 | 権利変換計画認可 |
| 令和8年度 | 本体工事着工 |
| 令和11年度 | 竣工 |



子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査に関する
アンケート・ワークショップの実施について

1 本取組の目的

区では、全ての子どもが自分らしく健やかに安心して過ごすことができる社会の実現をめざし、「子どもの権利」についての普及啓発を実施している。令和5年4月にこども基本法が施行され、令和6年3月にはこども家庭庁において「こども・若者の意見反映に向けたガイドライン」が策定されるなど、今後は、こども施策における、子ども等の意見聴取や政策への反映に係る取組みをさらに推進していく必要がある。

今回、子ども等を対象としたアンケート・ワークショップを実施し、区が子どもや保護者に対して広く情報発信する手法や、意見を聴取するための最適な手法に係るニーズや課題について洗い出しを行う。そして、集まったアンケート・ワークショップのデータについてAI技術を活用した分析を行うことで、大量のデータを処理しそれぞれの傾向などをクロス・可視化した形で示す予定である。

今後、今回の取組で示された結果を基に、子どもや保護者に対して広く情報発信する手法や意見を聴取するための手法について検討を深める予定である。

2 実施概要

(1) アンケート調査

	子ども向けアンケート	保護者向けアンケート
対象者	満9～17歳※(小学4年生～高校3年生相当)の区民	満4～17歳※(年中～高校3年生相当)の区民の保護者
発送数	約9,000通(宛名対象の満4～17歳※(年中～高校3年生相当)の区民)	
回答方法	すべての対象者にハガキ(アンケートフォームを印字)を送付	子ども宛てにハガキ(アンケートフォームを印字)を送付
回答期間	6月20日～7月19日(予定)	
アンケート内容	・区から知りたい情報 ・区からの情報を得る手段 ・区へ意見を伝える手段 ・放課後の過ごし方、自分の居場所 など	・区から知りたい情報 ・区からの情報を得る手段 ・子どもが区へ意見を伝える手段 ・子どもの放課後の過ごし方、居場所 など

※令和7年4月1日時点

(2)ワークショップ

日 時	8月4日(月)・6日(水)10～12時(予定)
場 所	本庁舎会議室等
対象者	小学4年生～高校3年生
定 員	25名(抽選) ※申込期間6月20日～7月11日
内 容	区の子ども向けの情報発信や意見反映の新しい仕組みなどを考える

※(1)(2)とも広報6月20日号に掲載し、周知を行う。

3 今後のスケジュール

6～7月	子ども・保護者向けアンケート調査
8月	子ども向けワークショップ(2回)
9月	報告書の作成
10月～	手法の検討

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用の徴収に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第2条 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</u></p>
<p>(保育の実施)</p> <p>第2条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者であつて、<u>同法第20条第1項の規定による認定を受けたもの</u>に対して行うものとする。</p>	<p>(保育の実施)</p> <p>第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に<u>該当する乳幼児であつて同法第20条に基づく認定を受けた者</u>に対して行うものとする。</p>
<p>(費用)</p> <p>第3条 前条の規定による保育の実施に係る費用は、<u>無料とする。</u></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 <u>千代田区長（以下「区長」という。）は、保育の実施について、本人又はその扶養義務者から、その費用を徴収する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(保育料の額)</u></p> <p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、11,400円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(保育料の納付)</u></p> <p>第6条 本人又はその扶養義務者は、前条第3項の規定による通知があつたときは、<u>保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(督促及び滞納処分)</u></p> <p>第7条 区長は、本人又はその扶養義務者が保育料を納期限までに納めないときは、<u>期限を指定して督促するものとする。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(保育料の減免)</u></p> <p>第8条 保育料は、<u>区長が必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u></p>

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、千代田区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千代田区保育の実施に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育の実施に係る費用（以下この項及び次項において「保育料」という。）について適用し、施行日前の保育料については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正前の千代田区保育の実施に関する条例の規定による保育料の徴収並びに当該保育料の督促及び滞納処分については、なお従前の例による。

(削除)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

別表（第5条関係）

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児（第1子に限る。）	3歳未満児（第1子を除く。）及び3歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	0
	3 前年度分の特別区民税所得	9,400	0

	割額が68,000 円未満の世帯		
4	前年度分の特 別区民税所得 割額が90,600 円未満の世帯	15,400	0
5	前年度分の特 別区民税所得 割額が113,000 円未満の世帯	19,100	0
6	前年度分の特 別区民税所得 割額が135,600 円未満の世帯	21,500	0
7	前年度分の特 別区民税所得 割額が158,000 円未満の世帯	23,600	0
8	前年度分の特 別区民税所得 割額が180,600 円未満の世帯	25,500	0
9	前年度分の特 別区民税所得 割額が203,100 円未満の世帯	27,500	0
10	前年度分の特 別区民税所得 割額が225,600 円未満の世帯	29,200	0
11	前年度分の特 別区民税所得 割額が245,800 円未満の世帯	31,000	0
12	前年度分の特 別区民税所得 割額が257,100 円未満の世帯	32,500	0
13	前年度分の特 別区民税所得 割額が268,300 円未満の世帯	34,200	0
14	前年度分の特 別区民税所得 割額が279,600 円未満の世帯	35,700	0
15	前年度分の特 別区民税所得 割額が290,800 円未満の世帯	37,200	0
16	前年度分の特	38,500	0

	別区民税所得割額が302,100円未満の世帯		
17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	0
18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	0
19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未満の世帯	48,900	0
20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	0
21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	0

備考

- 1 この表に定める3歳未満児の保育料の額は、年度の初日において3歳未満児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める3歳以上児の保育料の額は、年度の初日において3歳以上児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。
- 4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。)のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)をいう。

新旧対照表

○千代田区立こども園条例

新（改正後）	旧（現行）													
<p><u>（費用）</u> 第8条 第5条の規定による育成の実施に係る費用は、<u>無料とする。</u></p>	<p><u>（保育料）</u> 第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。 2 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、5,700円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。 3 区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</p>													
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（保育料の減免）</u> 第9条 保育料は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>													
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（保育料の還付）</u> 第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>													
<p><u>（委任）</u> 第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p><u>（委任）</u> 第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>													
<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。</p>														
<p><u>（経過措置）</u> 2 第2条の規定による改正後の千代田区立こども園条例第8条の規定は、<u>施行日以後の育成の実施に係る費用について適用し、施行日前の育成の実施に係る費用については、なお従前の例による。</u></p>														
<p>3 第2条の規定による改正前の千代田区立こども園条例の規定による保育料の還付については、<u>なお従前の例による。</u></p>														
<p><u>（削除）</u></p>	<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td rowspan="2">階層区分の定義</td> <td>乳児（第1子に限る。）</td> <td>乳児（第1子を除く。）及び幼児</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）に</td> <td>円 0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分	保育料の額（月額）		円	円		階層区分の定義	乳児（第1子に限る。）	乳児（第1子を除く。）及び幼児	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に	円 0
階層区分	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分			保育料の額（月額）										
		円	円											
	階層区分の定義	乳児（第1子に限る。）	乳児（第1子を除く。）及び幼児											
A		生活保護法（昭和25年法律第144号）に	円 0											

		よる被保護世帯（単給世帯を含む。）		
<u>B</u>		前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
<u>C</u>		前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	1,900	0
<u>D</u>	<u>1</u>	前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	<u>2</u>	前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	0
	<u>3</u>	前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	0
	<u>4</u>	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	0
	<u>5</u>	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	0
	<u>6</u>	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	0
	<u>7</u>	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	0
	<u>8</u>	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	0
	<u>9</u>	前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	0
	<u>10</u>	前年度分の特別区民税所得割額が225,600円未満の世帯	29,200	0
	<u>11</u>	前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯	31,000	0
	<u>12</u>	前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯	32,500	0

13	前年度分の特別区民 税所得割額が 268,300円未満の世 帯	34,20 0	0
14	前年度分の特別区民 税所得割額が 279,600円未満の世 帯	35,70 0	0
15	前年度分の特別区民 税所得割額が 290,800円未満の世 帯	37,20 0	0
16	前年度分の特別区民 税所得割額が 302,100円未満の世 帯	38,50 0	0
17	前年度分の特別区民 税所得割額が 313,300円未満の世 帯	40,00 0	0
18	前年度分の特別区民 税所得割額が 369,600円未満の世 帯	43,40 0	0
19	前年度分の特別区民 税所得割額が 425,800円未満の世 帯	48,90 0	0
20	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円未満の世 帯	53,70 0	0
21	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円以上の世 帯	57,50 0	0

備考

- 1 この表に定める乳児の保育料の額は、年度の初日において乳児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める幼児の保育料の額は、年度の初日において幼児である者について、これを適用する。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。
- 4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。)のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1

人)をいう。

令和7年4月幼稚園及び保育園の入園選考結果について

1 選考結果

(1)幼稚園

	3歳	4歳	5歳	計
募集数	195 (±0)	103 (+6)	107 (+20)	405 (+26)
選考対象者数	71 (▲28)	4 (▲1)	0 (▲1)	75 (▲30)
内定者数	71 (▲28)	4 (▲1)	0 (▲1)	75 (▲30)

(2)保育園

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
募集数	309 (▲8)	232 (+7)	109 (+10)	159 (+8)	180 (+35)	161 (+19)	1,150 (+71)
選考対象者数	126 (▲58)	199 (▲22)	75 (+15)	43 (▲9)	13 (+2)	14 (+7)	470 (▲65)
内定者数	118 (▲25)	145 (0)	51 (+4)	34 (▲8)	10 (+2)	8 (+5)	366 (▲26)
保留者数	8 (▲33)	54 (▲22)	24 (+11)	9 (+3)	3 (0)	6 (+2)	104 (▲39)

※募集数、選考対象者数、内定者数及び保留者数は、一次選考及び二次選考の延べ人数。

※()内は、昨年度と比較した人数の増減

2 申込方法

(1)幼稚園

令和6年度及び令和7年度ともに、申込方法はオンライン申請のみ。

(2)保育園

申込方法	令和6年4月		令和7年4月	
	受付件数	割合	受付件数	割合
窓口	264	63%	252	60%
オンライン	130	31%	165	40%
郵送	27	6%	廃止	—
計	421	100%	417	100%

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況(令和7年5月1日現在)

幼稚園・こども園

園名	学級数【定員数】				園児数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麴町幼稚園	1【35】	1【35】	1【35】	3【105】	20	19	27	66
九段幼稚園	1【35】	1【35】	1【35】	3【105】	13	19	14	46
番町幼稚園	1【35】	1【35】	1【35】	3【105】	17	19	19	55
お茶の水幼稚園	1【20】	1【35】	1【35】	3【90】	11	12	13	36
千代田幼稚園	1【25】	1【25】	1【25】	3【75】	短時間 6	10	11	27
					長時間 9	9	10	28
昌平幼稚園	1【25】	1【25】	1【25】	3【75】	10	14	16	40
					短時間 3	6	6	15
いずみこども園	1【35】	1【35】	1【35】	3【105】	長時間 7	8	10	25
					18	34	29	81
ふじみこども園	2【50】	2【50】	2【50】	6【150】	短時間 3	14	9	26
					長時間 15	20	20	55
合計	9【260】	9【275】	9【275】	27【810】	38	30	36	104
					短時間 13	10	11	34
					長時間 25	20	25	70
					142	166	175	483
					短時間 86	109	110	305
					長時間 56	57	65	178

保育園・こども園・認定こども園

園名	定員							園児数							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100	3	18	18	16	9	17	81	
神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	6	17	20	19	18	18	98	
西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	8	15	14	12	16	10	75	
四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	4	12	16	14	12	18	76	
いずみこども園	9	12	15	(20)	(20)	(20)	36 (60)	8	12	14	(15)	(20)	(20)	34 (55)	
ふじみこども園	12	20	23	(25)	(28)	(28)	55 (81)	5	20	23	(25)	(20)	(25)	48 (70)	
アスクバイリンガル保育園 二番町(旧名称:アスク二番町保 育園)	6	15	15	15	13	16	80	6	15	15	15	12	15	78	
ポピンズナーサリースクール 一番	9	12	13	14	16	16	80	6	10	15	5	7	11	54	
ほっべるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	3	9	12	10	12	9	55	
グローバルキッズ 飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	7	19	20	21	19	19	105	
アイグラン保育園東神田	6	10	11	11	11	11	60	6	10	7	9	8	5	45	
グローバルキッズ 飯田橋こども園	12	13	17	19	24	20	105	5	13	16	16	14	18	82	
				5	5	5	短時間 15				0	3	0	短時間 3	
				14	19	15	75					16	11	18	長時間 79
クレアナーサリー市ヶ谷	6	12	12	15	15	15	75	3	4	12	7	11	6	43	
神田淡路町保育園 大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	2	18	18	15	16	18	87	
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	3	10	11	9	7	11	51	
二番町ちとせ保育園	8	16	16	17	16	17	90	9	16	18	16	15	17	91	
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	3	8	9	11	4	11	46	
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	5	7	9	10	9	7	47	
保育園神田ベアーズ	5	9	9	9	9	9	50	3	9	9	8	8	6	43	
AIAI NURSERY 三番町	6	8	9	9	9	9	50	3	5	8	7	9	5	37	
平河町ちとせ保育園	6	12	12	12	12	12	66	6	9	12	7	11	9	54	
ほっべるランド外神田	6	12	15	18	11	18	80	5	7	10	10	9	6	47	
岩本町ちとせ保育園	12	18	18	16	13	13	90	12	18	17	16	13	13	89	
外神田かなりや保育園	6	8	9	3	2	2	30	2	2	4	6	4	3	21	
まなびの森保育園神保町	6	17	17	10	6	1	57	6	17	16	6	6	0	51	
合計	210	335	366	327 (45)	321 (48)	324 (48)	1,883 (141)	129	300	343	265 (40)	246 (40)	252 (45)	1,535 (125)	

※()内は、区立こども園長時間クラスの人数。区立こども園3~5歳児クラスの人数は幼稚園として計上しているため、()で外数表記。

赤字:園児数が定員に達していない場合
青字:定員を超えて受け入れている場合

施設名		定員						園児数																	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計				
									全数	うち 区民	全数	うち 区民	全数	うち 区民											
地域型保育事業	保小規 育事模 業業型	あい・ぽーと小さな家麴町	1	4	5	-	-	-	10	-	0	-	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
	事業 所内 保 育 事 業	厚生労働省5号館保育室	8	5	3	-	-	-	16	0	0	4	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0
		アソシエナーサリー霞が関	7	7	5	-	-	-	19	1	0	5	0	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	11	1
		グローバルキッズ経済産業省保育室	3	9	-	-	-	-	12	0	0	2	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0
		ゆうてまち保育園	9	11	6	-	-	-	26	0	0	6	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8	5
		財務省らる保育園	7	6	6	-	-	-	19	2	0	2	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0
	保居 宅 訪 問 業 型	(株)ポピンズファミリーケア	10	-	-	-	-	10	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
		(株)アルファコーポレーション	5	-	-	-	-	5	-	0	-	1	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0
		サンフラワー・A(株)	10	-	-	-	-	10	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
		(特非)フローレンス	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0
認可外保育所	施幼 保一 設体	マミーズエンジェル千代田保育園	3	7	10	-	-	-	20	-	0	-	9	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	19	
		小学館アカデミー昌平保育園	5	10	10	-	-	-	25	-	5	-	9	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	24	
	認証 保 育 所	保育園ドルチェ	7	8	9	7	9	40	4	1	9	6	9	1	7	6	2	1	1	1	1	1	32	16	
		キッズスクウェア丸の内東京ビル	6	9	6	1	-	-	22	0	0	2	0	2	0	0	0	-	-	-	-	-	-	4	0
		マミーズエンジェル神田駅前保育園	2	8	8	4	14	36	3	2	7	7	8	7	4	4	5	5	8	8	8	8	35	33	
		小学館アカデミー神保町保育園	6	7	9	18	40	6	4	4	2	6	6	6	5	3	3	5	5	5	5	5	30	25	
		ピノキオ幼児舎番町園	4	5	6	4	7	26	1	0	1	1	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	12	11	
		キッズスクウェア永田町	4	5	6	19	34	3	1	4	1	6	2	6	3	4	4	8	3	3	3	3	31	14	
		キッズスクウェア丸の内永楽ビル	8	6	6	6	26	1	1	2	2	4	2	3	0	2	1	1	0	0	0	0	13	6	
		保育室「愛の園」	6	8	10	6	30	4	0	5	0	6	3	7	2	3	1	0	0	0	0	0	25	6	
	施緊 急 保 育 対 象 室	保 育 室	グローバルキッズ神田駅前保育園 (旧今川中学校)	6	8	8	6	6	6	40	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	4	4	4	8	8
			ひまわり育児室	5	11	5	5	26	3	1	2	2	2	0	2	1	1	3	1	0	0	0	11	7	
		ハイブリッドmamブリススクール ナーサリー千代田富士見	6	7	7	7	7	6	40	1	1	5	5	3	2	3	3	5	4	4	4	4	21	19	
計		-	-	-	-	-	532	29	16	61	50	63	55	45	31	26	23	33	26	26	26	257	201		

※赤字:園児数が定員に達していない場合

青字:定員を超えて受け入れている場合

令和7年度 保育園・こども園等(長時間)の待機児童数・留保の状況(5月1日現在)

○待機児童数(該当者なし)

いずれの保育所にも入所できなかった方

○留保(3名)

認証保育所等に入所しているが、認可保育所を希望している方

○申請取下・辞退(11名)

転居等により保育園入園の必要がなくなった方
入所が決定したが辞退した方

○特定園留保(27名)

希望する保育所に入れず、自宅で待つ方など

○転所留保(17名)

認可保育所に入所したが、別の認可保育所を希望する方

千代田区学童クラブ条例施行規則の一部改正について

1 改正理由及び概要

学童クラブを辞退する場合は、翌月以降の育成料を徴収しないのに対し、利用休止期間においては育成料を徴収することになる。現行の様式においては、「学童クラブ利用辞退・休止届」が一体化していることで、休止期間中においても育成料が発生することが分かりづらいと保護者からの指摘があった。そのため、様式を「辞退届」と「休止届」に分離し、「休止届」においては休止中においても育成料が発生する旨を明記し、保護者へ分かりやすいものとするとともに、関係する条文を改正する。

2 主な改正点

- (1)「学童クラブ利用辞退・休止届」を「学童クラブ利用辞退届」に改める。
- (2)「学童クラブ利用休止届」を加える。
- (3)その他文言の整理を行う。

3 新旧対照表、新旧様式 別紙1～2のとおり

4 施行期日

令和7年6月1日から施行し、経過措置として、この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区学童クラブ条例施行規則第11号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができるものとする。

新旧対照表

○千代田区学童クラブ条例施行規則

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>（<u>辞退及び休止の手續等</u>）</u></p> <p>第13条 保護者は、学童クラブの利用を辞退するときは、<u>学童クラブ利用辞退届（第11号様式）</u>により区長に申し出なければならない。</p> <p>2 保護者は、学童クラブを利用している児童が<u>疾病等の理由により1月以上学童クラブの利用を休止するときは、学童クラブ利用休止届（第12号様式）</u>により区長に申し出なければならない。</p> <p>3 区長は、前項の規定により保護者が学童クラブの利用の休止を届け出た場合であっても、<u>第8条の規定に基づき当該学童クラブの利用の休止期間における育成料を徴収する。</u></p>	<p><u>（<u>辞退手續等</u>）</u></p> <p>第13条 保護者は、学童クラブの利用を辞退するときは<u>又は児童が疾病等の理由により1月以上学童クラブの利用を休止するときは、学童クラブ利用辞退・休止届（第11号様式）</u>により区長に申し出なければならない。</p>
<p><u>附 則</u> <u>（<u>施行期日</u>）</u></p>	
<p>1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。</p>	
<p><u>（<u>経過措置</u>）</u></p>	
<p>2 この規則の施行の際、この規則による<u>改正前の千代田区学童クラブ条例施行規則第11号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	
<p><u>第11号様式（第13条関係）（別紙のとおり）</u></p>	<p><u>第11号様式（第13条関係）</u></p>
<p><u>第12号様式（第13条関係）（別紙のとおり）</u></p>	

【新(改正後)様式】

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

学童クラブ利用辞退届

千代田区長 様

住所

保護者

電話 ()

下記のとおり、学童クラブ利用を辞退します。

記

辞 退 年 月 日	年 月 日
児 童 名	
学 童 ク ラ ブ 名	
辞 退 理 由	

第 12 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

学童クラブ利用休止届

千代田区長 様

住所

保護者

電話 ()

下記のとおり、学童クラブ利用を休止します。

記

休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
児 童 名	
学 童 ク ラ ブ 名	
休 止 理 由	

【留意事項】

学童クラブの利用を休止している期間においても育成料が発生いたします。

【旧(現行)様式】

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

学童クラブ利用辞退・休止届

千代田区長 様

住所

保護者

電話 ()

下記のとおり、学童クラブ利用を辞退・休止します。

記

辞 退 年 月 日	年 月 日
児 童 名	
学 童 ク ラ ブ 名	
辞 退 ・ 休 止 理 由	

令和7年度学級編制（児童・生徒数 / 学級数）

令和7年5月1日現在

[小学校]

学校名	学級数							児童数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
麴町小学校	3	3	3	3	3	3	18	82	92	88	82	102	101	547
九段小学校	2	3	3	2	3	3	16	67	88	76	68	87	90	476
番町小学校	2	2	3	3	2	2	14	63	46	75	74	62	68	388
富士見小学校	3	2	3	2	3	3	16	85	70	93	70	97	83	498
お茶の水小学校	2	3	2	2	2	2	13	51	77	55	58	62	53	356
千代田小学校	2	2	2	2	2	2	12	54	47	66	47	64	64	342
昌平小学校	1	1	2	2	2	1	9	31	24	38	44	54	26	217
和泉小学校	2	2	2	3	3	2	14	50	56	63	72	71	64	376
小計	17	18	20	19	20	18	112	483	500	554	515	599	549	3,200
富士見小学校（特別支援学級 知的障害）							2	6	1	0	4	1	1	13
千代田小学校（特別支援学級 知的障害）							4	4	3	5	6	4	4	26
小学校合計	-						118	493	504	559	525	604	554	3,239

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[中学校・中等教育学校（前期課程）]

学校名	学級数				生徒数			
	1	2	3	計	1	2	3	計
麴町中学校	3	3	4	10	104	84	134	322
神田一橋中学校	3	3	3	9	109	102	107	318
小計	6	6	7	19	213	186	241	640
麴町中学校（特別支援学級 知的障害）				1	3	1	2	6
中学校合計	-			20	216	187	243	646
九段中等教育学校（前期課程）	4	4	4	12	160	160	153	473
中学校・中等教育学校（前期課程）合計	-			32	376	347	396	1,119

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[通級指導学級・特別支援教室]

学校名	学級数							児童・生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
千代田小学校（言語）	2						2	1	5	4	5	4	4	23
小学校特別支援教室（情緒）								39	40	44	44	30	25	222
中学校特別支援教室（情緒）								11	14	14				39
通級合計	2						2	51	59	62	49	34	29	284

※通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒数は、在籍校の児童・生徒数に含まれている。

[中等教育学校]

学校名	学級数							生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
九段中等教育学校	4	4	4	4	4	4	24	160	160	153	155	143	146	917

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年5月27日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
5	27	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
5	28	水	14:00～	保幼小合同研修会 いずみこども園・和泉小学校	いずみこども園・和泉小学校	教育委員出席
5	29	木	14:00～	学校保健会総会	いきいきプラザ一番町ホール カスケードホール	区長・教育長・区議会議長
5	30	金				
5	31	土		神田一橋中学校 体育祭	神田一橋中学校	
6	1	日				
6	2	月				
6	3	火				
6	4	水	10:00	日光移動教室③（番町小・お茶の水小）～6日 指導課訪問	栃木県日光市 千代田幼稚園	
6	5	木				
6	6	金				
6	7	土		和泉小学校運動会	和泉小学校	
6	8	日				
6	9	月				
6	10	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	11	水		日光移動教室④（富士見小）～13日	栃木県日光市	
6	12	木	10:00	教育委員訪問	麴町中学校	教育委員出席
6	13	金	10:00	指導課訪問	神田一橋中学校	
6	14	土				
6	15	日				
6	16	月				
6	17	火				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年5月27日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
6	18	水		日光移動教室⑤（千代田小・和泉小）～20日	栃木県日光市	
6	19	木				
6	20	金				
6	21	土				
6	22	日				
6	23	月				
6	24	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	25	水	13:25～	音楽鑑賞教室	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
6	26	木				
6	27	金				
6	28	土				
6	29	日				
6	30	月				
7	1	火				
7	2	水				
7	3	木				
7	4	金				
7	5	土				
7	6	日				
7	7	月				
7	8	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」
6月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

25件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
					区以外が主催のとき
1 児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)が参加できる初めての交流会。おしゃべりしながら子育てについて楽しく学ぶ。	7月9日/16日(水) 10時～12時	西神田児童センター	
2 児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる 利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会。	6月20日(金) 10時30分～ 11時30分	あい・ぽーと麹町 (三番町7)	
3 九段中等教育学校	至大荘「親子の臨海体験」	九段中等教育学校が夏季臨海施設として使用する「至大荘」でアストロバイオロジーセンター特任専門員日下部博士(理学)の研修プログラムを使用した天体観測や地層の観察などを実施。指導は専門講師による。	8月①9日(土)～11日(月)②11日(月)～13日(水)③13日(水)～15日(金)	至大荘(千葉県勝浦市)	
4 文化振興課	第34回千代田文化連盟展 (千代田区共催事業)	千代田区と千代田区文化連盟との共催事業。区内で活動するサークル等による展示会。	6月9日(日)～15日(日) 11時～18時(最終日は16時まで)	九段生涯学習館	千代田区文化連盟
5 文化振興課	国立情報学研究所 オープンハウス	国立情報学研究所の年に一度の研究成果一般公開。AIなど最新の情報学研究の講演やセミナー、デモ・ポスターセッション、「NII研究100連発」、体験コーナーなどを開催。	6月20日(金) 11時～20時	一橋講堂ほか(千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター 1階・2階)	国立情報学研究所
6 文化振興課	日経ホールで合唱を聴こう! 昌平コール・アブサンズ第7回演奏会	昌平童夢館を中心に30年近く区内で活動する「昌平コール・アブサンズ」による第7回演奏会。日経ホール初開催。	7月5日(土) 14時～16時	日経ホール(千代田区大手町1丁目3-7)	昌平コール・アブサンズ

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
					区以外が主催のとき	
7	文化振興課	千代田区立内幸町ホールの指定管理者を募集	内幸町ホールの第4期指定管理期間が令和7年3月末に終了したため、第5期目の指定管理者を募集。	6月30日(月)～7月7日(月)	内幸町ホール (内幸町1-5-1)	
8	文化振興課	千代田区夏休み伝統文化親子教室	能楽・茶道の体験教室	8月6日(水)～8月17日(日) 10時から18時までの間30分。(7回程度の稽古)。	偕香苑(紀尾井町2-1)又は九段生涯学習館(九段南1-5-10)	伝統の橋がかり
9	文化振興課	四番町図書館おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館
10	文化振興課	千代田図書館はじめての神保町街あるき	コンシェルジュとともに神田神保町古書店街を巡る街歩きイベント	6月21日(土)11時～	神田神保町古書店街周辺	千代田図書館
11	文化振興課	J-POPはなぜ世界へ羽ばたいたのか ～音楽ジャーナリストに聞く邦楽現代史～(仮)	世界で人気を獲得しているJ-POPの最新事情を、数々のアーティストにインタビューしてきた音楽ジャーナリストが語る。	7月16日(水) 19時00分～20時30分	日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール(大ホール)	日比谷図書文化館
12	生涯学習・スポーツ課	第47回昌平童夢寄席	地域の住民・昌平童夢館利用者向けに、落語家を招いて寄席を開催する。	6月28日	昌平幼稚園遊戯室	昌平評議会
13	生涯学習・スポーツ課	介護予防教室 LaLaLa Fit	60歳以上の方を対象とした椅子を使った頭と体を動かす運動機能向上プログラムの開催。	7月18日～9月5日の毎週金曜(全8回)13時30分～14時30分	千代田区立スポーツセンター	スポーツセンター
14	生涯学習・スポーツ課	卓球教室Ⅲ期	15歳以上(中学生を除く)を対象とした卓球教室の開催。	7月14日～9月1日の毎週月曜(7/21、8/11、8/18を除く全5回)	千代田区立スポーツセンター	スポーツセンター
15	生涯学習・スポーツ課	短期小学生水泳教室～スキルアップ～	小学3～6年生を対象とした水泳教室の開催。	7月12日～8月2日の毎週土曜(全4回)10時10分～11時	千代田区立スポーツセンター	スポーツセンター
16	生涯学習・スポーツ課	短期小学生水泳教室～苦手克服～	小学1・2年生を対象とした水泳教室の開催。	7月12日～8月2日の毎週土曜(全4回)9時～9時50分	千代田区立スポーツセンター	スポーツセンター

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
					区以外が主催のとき	
17	生涯学習・スポーツ課	プロコーチから学ぶ！夏のランニング教室 ①体幹強化で楽に走る！インターバル走1.6km×3～4本 or ジョギング ②お尻強化で楽に走る！インターバル走800m×5～7本 or ジョギング	16歳以上の方を対象にプロコーチによる夏のランニング教室の開催。	①7月10日（木）19時00分～21時00分 ②7月24日（木）19時00分～21時00分	千代田区立スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・スポーツ課		スポーツセンターのイベント紹介		スポーツセンター	スポーツセンター
19	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 「基礎から学ぶ太極拳～これからは強い身体であるために～」	区民自主団体による、太極拳の体験講座	7月28日、8月4日・25日、9月8日・22日 いずれも月曜日 19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
20	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 「初心者から始めるヒューマンビートボックス！～口から始めるボディコントロール～」	区民自主団体による、ヒューマンビートボックスの体験講座	7月23日、8月13日・27日、9月10日 いずれも水曜日 19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
21	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 「親子で色彩知育®体験」	48色のカードや様々な画材を使い、創作力やコミュニケーション力を育む知育体験講座	7月20日（日）、8月3日（日）・17日（日）10時～11時30分（全3回）	九段生涯学習館	九段生涯学習館
22	生涯学習・スポーツ課	ジュニアカレッジ 「きみも今日からコマ撮りアニメ作家～しくみを学んで撮影してみよう～」	身の回りの物を使ってコマ撮りアニメーションを作る体験講座	7月27日（日）10時～12時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
23	生涯学習・スポーツ課	家庭教育学級 「たのしい おいしい 日常に役立つ茶道～知って得するステキな所作～」	お茶と和菓子をいただきながら、世界に通じる教養を深める体験講座	7月30日（水）①10時30分～12時／②14時～15時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
					区以外が主催のとき
24 生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディプログラム 7月 ①米粉100%で作るふわふわレシピ「フォカッチャ」 ②健康な体づくり講座「自律神経を整えるセルフケア」	①フォカッチャの作成体験講座 ②脳をリラックスさせるヘッドケアやアロマ・快眠について理論と実践から学ぶ体験講座	①7月17日（木）18時30分～20時30分 ②7月●日（木）18時30分～20時	スポーツセンター	九段生涯学習館
25 生涯学習・スポーツ課	ちよだ生涯学習ガイドブック2025を配布	区内で実施する生涯学習関連の講座や講習会、イベント、施設、刊行物などをまとめたガイドブックを配布	6月中旬～	情報コーナ・出張所・九段生涯学習館・スポーツセンターなど	九段生涯学習館